場合には、次のイからニまで、同項第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合には、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ・ロ　［略］

ハ　当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び最近五年間の当該指標の数値

ニ　最近五年間の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報

二　当該業務の実績が通則法第三十五条の九第二項各号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　年度目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由

ロ・ハ　［略］

2　（業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書）

第六条　機構に係る通則法第三十五条の十一第四項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同条第二項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して次に掲げる事項を記載するものとする。

一　第四条に定める期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況。なお、当該実施状況は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ・ロ　［略］

るものである場合には、次のイからニまで、同項第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合には、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ・ロ　［略］

ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び最近五年間の当該指標の数値

ニ　最近五年間の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報

二　当該項目が通則法第三十五条の九第二項各号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　評定及び当該評定を付した理由

ロ・ハ　［略］

2　（業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書）

第六条　機構に係る通則法第三十五条の十一第四項の報告書には、第四条に定める期間に係る事業計画において、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置として定めた項目ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該期間における当該項目の実施状況。なお、当該実施状況は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ・ロ　［略］

ハ　当該事項に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

二　前号に掲げる当該事項の実施状況について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　当該期間における年度目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由

ロ・ハ　［略］

2　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

ハ　当該項目に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

二　前号に掲げる当該項目の実施状況について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　評定及び当該評定を付した理由

ロ・ハ　［略］

2　［略］

附　則

この省令は、令和元年六月一日から施行する。